

<検討事項>

- ・教育委員会の省エネルギー担当者(一般事務職員)に理解できる管理標準の設定について検討
- ・教職員に活用しやすい実効性ある管理標準の設定について検討

管理標準(エネルギー管理マニュアル)

- 省エネ法では、エネルギー消費設備についての運転・保守・点検等に関し、**管理標準を設定し、これに基づき管理を行うことが必要**
- 管理標準を設定する際は、**省エネ法の判断基準に掲げる主要設備の運用方法・保守点検項目等の設定が必要**

判断基準の主要設備	管理標準の設定項目(例)	主な設置場所	備考
(1)空気調和設備、換気設備	エアコン	教室、職員室	
	FF式暖房機	教室、職員室	
	換気扇	教室、職員室、便所	
(2)ボイラー設備、給湯設備	温水ボイラー	機械室	
(3)照明設備、昇降機、動力設備	照明設備	教室、職員室、体育館、運動場	
	エレベーター	共用部	
	ポンプ	機械室	
(4)受変電設備、BEMS	受変電設備	電気室	
(5)発電専用設備及びコージェネレーション設備	—	—	
(6)事務用機器、民生用機器	OA機器	職員室	校務用コンピュータ、プリンター、コピー機
	ICT機器(教育用)	教室、パソコン室	教育用コンピュータ、電子黒板、プロジェクタ
(7)業務用機器	厨房機器	給食室	業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫
(8)その他エネルギーの使用の合理化に関する事項	—	—	

学校の代表的設備における管理標準設定状況(例)

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		「照明設備」管理標準(例)		整理番号:S-2		
		改訂:	頁:			
			1/1			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。						
2. 適用範囲 当工場等に設置された照明設備に適用する。						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	1. 日本工業規格 Z9110(照度基準)又は Z9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格を参考に照度基準を設定し維持 ①細かい視作業を行う事務室、設計室 ②事務室、会議室 ③応接室、玄関ホール ④廊下、便所 ⑤休養室、倉庫 2. 適宜調光を行い、過剰又は不要の照明を無くす ①窓側の照明は、別回路のスイッチを設け、昼間は消灯 ②事務所は、昼休み、不在時は消灯 ③会議室、倉庫、書庫、トイレは使用時のみ点灯、常時は消灯		(6-2)①ア	・照度基準 ○±〇[Lx] ○±〇[Lx] ○±〇[Lx] ○±〇[Lx] ○±〇[Lx] ・不要時の消灯	運転管理 マニュアル	
	1. 照度の計測記録 ①予め測定点を定めて照度を測定・記録 ②計測高さ(JIS C7612 に準ずる高さ) 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする 2. 照明電力の計測記録 ①フロア別、部門別の照明電力を計測し、記録 ②当工場の全消費電力量に占める照明電力量を把握		(6-2)②	・項目、頻度	記録簿	
保守点検	1. 照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換 ①定期的にランプ、照明器具の清掃を行う ②光源の交換は基準を決めて行う		(6-2)③ア	・〇回/〇年 交換基準を定める	保守点検 マニュアル 記録簿	
新設措置	1. 新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施 ①電子回路式安定器(インバータ)蛍光灯(Hf 蛍光灯)の採用を考慮 ②高輝度放電ランプ(HID ランプ)等省エネ型設備の採用を考慮		(6-2)④ア(ア) (6-2)④ア(イ)			
	2. 照明器具の選択 ①清掃、光源の交換等についての保守性を考慮 ②照明器具の選択には、被照明場所への照射効率も考慮 ③照明設備に係る機器は、製造事業者等の判断の基準以上の効率のもの(トップランナー)の採用を考慮		(6-2)④ア(ウ) (6-2)④ア(エ) (6-2)④ウ			
	3. 昼光の利用、不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光 ①昼光を利用できる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮 ②人体感知装置の設置、タイマーの利用、保安設備との連動等を考慮		(6-2)④ア(オ) (6-2)④ア(カ)			
改訂履歴	改訂年月日		改訂内容		作成	承認
承認	照査	作成	実施年月日		承認	
			制定年月日			

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		「ヒートポンプエアコン」管理標準(例)		整理番号:H-2		
		改訂:	頁:			
			1/1			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。						
2. 適用範囲 当工場等に設置されたパッケージ型ヒートポンプエアコン(空冷)に適用する。						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	1. 空気調和設備 (1) 製品製造、貯蔵等に必要環境の維持、作業員の作業環境維持のための空調は、施す区画を限定すると共に、使用状況に応じた運転時間、温度、湿度等を設定し、過剰な空調とならないようにする (2) 事務所等の空調は施す区画を限定し、ブラインドの管理等により負荷の軽減をはかると共に、使用状況に応じて温度、湿度、運転時間等を設定し、つぎの管理を行う ①夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に設定 ②中間期は空調を停止し、主として外気冷房を行う ③空調時間の短縮 ・ 始業時：室内および外気温度を勘案して運転を開始 ・ 就業時：就業前に停止し残業時の空調は申請/許可制とする ④外気取り入れ機能がある場合 ・ 室内 CO2 濃度 1,000ppm 以下を確保できる範囲で外気量を調整 ・ 運転開始時の予冷・予熱時は外気をカット (3) 同一区画に複数の空調機で構成される場合は、混合損失の防止や稼働機器の選択により総合効率を向上させるように設定		(2-2)①フ (2-2)①イ	・ 区画毎に温度、湿度を設定 ・ 夏:〇℃、冬:〇℃ ・ 開始時刻 夏・冬:〇時 中間期:〇時 ・ CO2 濃度: 800~1,000ppm	運転管理 マニュアル	
	2. 電動力応用設備 (1) 空調時間の短縮(不要時の停止) (3) 空調機ごとの電圧、電流、周波数(インバータ制御)の設定		(6-1)①フ (6-1)①カ	・ 不要時の定義 ・ 定格値、周波数		
計測記録	1. 空気調和設備 (1) 空調区画ごとの温度、湿度、CO2 濃度の計測記録 (2) 空調時間		(2-2)②フ	・ 項目、頻度	計測記録 記録簿	
	2. 電動力応用設備 (1) 電圧、電流の計測記録(電圧は配電元で良い)		(6-1)②	・ 項目、頻度		
保守点検	1. 空気調和設備 (1) 空調機の保守点検 ①フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒の点検 ②ファン及びコイルの清掃 (2) 自動制御、シグナルの保守点検		(2-2)③フ (2-2)③ウ	・ 〇回/月 ・ 〇回/年	保守点検 マニュアル 記録簿	
	2. 放射・伝導等による熱の損失の防止 (1) 保温、保冷材の保守点検		(6-1)③フ	・ 〇回/年		
	3. 電動力応用設備 (1) ファン軸受、ファンモータの保守点検 (2) 配管及びダクト・ケーシングのエアー洩れの保守点検		(6-1)③イ (6-1)③イ	・ 〇回/年 ・ 〇回/年		
新設措置	1. 変流量システム(インバータ)の採用		(2-2)④フ			
	2. 断熱性の向上 3. 負荷変動に対する調整し易い設備 4. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮		(5-1)④ (6-1)④ (2-2)④ウ			
改訂履歴	改訂年月日		改訂内容		作成	承認
承認	照査	作成	実施年月日		承認	
			制定年月日			

出典：経済産業省 関東経済産業局
(http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shoene/1-2-1handan_kanri.html)

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		「蒸気ボイラー」管理標準(例)		整理番号：B-2 改訂： 頁：1/1	
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 当工場等に設置された蒸気ボイラー（プロセス用）に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>1. 燃料の燃焼の合理化</p> <p>(1)ボイラーの空気比 ①負荷率50～100%の場合の空気比を設定 ②別表第1(A)(1)の区分に該当するものは表記載の基準値を遵守 (2)複数のボイラーの燃焼負荷の調整 (3)燃料の性状に応じて燃焼効率が高くなるように運転条件を管理</p>	(1)①ア (1)①イ (1)①ウ (1)①エ	・空気比：○～○ ・[別表第1(A)(1)] ・調整方法を記載	運転管理 マニュアル	
	<p>2. 加熱設備等</p> <p>(1)蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備等については、供給される蒸気の温度、圧力、量等を設定 (2)負荷に応じ、発生蒸気温度、圧力、量等を設定 (3)ボイラーの水質の管理（JISB8223）</p>	(2-1)①ア (2-1)①コ (2-1)①キ	・蒸気温度：○℃ ・圧力：○～○MPa ・JISによる		
	<p>3. 廃熱の回収利用</p> <p>(1)廃ガス温度又は廃熱回収率について設定 (2)別表第2(A)(1)区分に該当するものは表記載の基準値を遵守 (3)蒸気ドレンの温度、量、性状の回収範囲を設定</p>	(3)①ア (3)①イ (3)①ウ	・廃ガス温度○℃ ・[別表第2(A)(1)] ・温度：○℃<		
	<p>4. 電動力応用設備</p> <p>(1)不要時には停止し電気の損失を防止 (2)負荷に応じ、ポンプ・ファン等の圧力、量を制御 (3)電圧、電流の管理</p>	(6-1)①ア (6-1)①ウ (6-1)①カ	・不要時を定義 ・制御方法を記載 ・回転数、弁開度 ・定格値等		
計測記録	<p>1. 燃料の燃焼の合理化</p> <p>(1)燃料量、給水量、蒸気の圧力、排ガス温度、排ガス中残存酸素量</p>	(1)②	・項目、頻度	記録簿	
	<p>2. 加熱設備等</p> <p>(1)発生及び供給蒸気の温度、圧力及び流量</p>	(2-1)②	・項目、頻度		
	<p>3. 廃熱の回収利用</p> <p>(1)廃ガス温度等廃熱の把握に必要な事項</p>	(3)②	・項目、頻度		
	<p>4. 電動力応用設備</p> <p>(1)電圧、電流等の計測記録</p>	(6-1)②	・項目、頻度		
保守点検	<p>1. 燃料の燃焼の合理化</p> <p>(1)ボイラーの配管、バーナー、耐火物等の点検</p>	(1)③	・日常：○回/日 ・定期：○回/月	保守点検 マニュアル	
	<p>2. 加熱設備等</p> <p>(1)伝熱面等加熱に係わる面の点検</p>	(2-1)③	・○回/年		
	<p>3. 廃熱の回収利用</p> <p>(1)廃熱回収設備の伝熱面等の汚れの除去、漏洩部分の保守等につき点検（回収設備が無ければ不要）</p>	(3)③	・○回/年		
	<p>4. 放射、伝導等による熱の損失の防止</p> <p>(1)断熱工事等の損失防止のための措置の点検 (2)スチームトラップは蒸気の漏洩、詰まりを防止するように点検</p>	(5-1)③ア (5-1)③イ	・○回/年 ・○回/月		
	<p>5. 電動力応用設備</p> <p>(1)負荷機械は、動力伝達部及び電動機の損失を低減するように保守点検 (2)流体機械は流体の漏洩を防止し、輸送抵抗を低減するよう保守点検</p>	(6-1)③ア (6-1)③イ	・○回/年 ・○回/年		
新設措置	<p>1. 高効率ボイラーの採用他 2. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>				
	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
改訂履歴					
承認		照査	作成	実施年月日	
				制定年月日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		「電動ターボ冷凍機、チラー」管理標準(例)		整理番号：T-2 改訂： 頁：1/1	
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 当工場等に設置された電動ターボ冷凍機、チラーに適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>1. 空気調和設備</p> <p>(1)空調を構成する機器の個別効率と総合的な効率を向上するため、空調負荷別、季節別に冷水温度や冷却水温度、圧力等の設定を行う (2)複数の機器で構成されている場合は、外気条件の季節負荷変動等に応じ稼働台数の調整、稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上 (3)熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合、負荷変動等に応じ冷水ポンプ、温水ポンプの稼働台数の調整又は稼働機器の選択により効率の向上をはかる</p>	(2-2)①ウ (2-2)①エ (2-2)①オ	・負荷、季節別対応 冷水：○～○℃ 冷却水：○～○℃ ・台数管理基準の設定 ・稼働機器の選択基準の設定等 ・目標COP:○以上	運転管理 マニュアル	
	<p>2. 電動力応用設備</p> <p>(1)不要時は停止し電気損失を低減 (2)稼働台数の調整及び負荷の適正配分 (3)負荷に応じ、流体機器の圧力、流量制御（インバーター制御） (4)電圧、電流、周波数（インバーター制御の場合）</p>	(6-1)①ア (6-1)①イ (6-1)①ウ (6-1)①カ	・夜間、休日の停止 ・制御方法を記載 ・回転数制御等 ・定格値等設定		
計測記録	<p>1. 空気調和設備</p> <p>(1)個別機器の効率及び設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測記録 ・冷媒の蒸発圧力・凝縮圧力・冷水温度と流量・冷却水温度と流量等</p>	(2-2)②イ	・項目、頻度	記録簿	
	<p>2. 電動力応用設備</p> <p>(1)電動機の電圧、電流</p>	(6-1)②	・項目、頻度		
保守点検	<p>1. 空気調和設備</p> <p>(1)熱源設備の保守点検 ①フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒の点検 ②ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検 (2)自動制御、シグナスの点検</p>	(2-2)③ア (2-2)③ウ	・○回/月 ・○回/年	保守点検 マニュアル	
	<p>2. 放射、伝導等による熱の損失の防止</p> <p>(1)保温断熱部の点検</p>	(5-1)③ア	・○回/年		
	<p>3. 電動力応用設備</p> <p>(1)圧縮機、動力伝達部、ファン軸受、ファンモータおよび電動機における機械損失を低減するよう保守点検 (2)流体の漏洩を防止し、流体を搬送する配管の抵抗を低減するように保守点検</p>	(6-1)③ア (6-1)③イ	・○回/月 ・○回/月		
新設措置	<p>1. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮 2. 負荷変動に対する調整し易い設備の導入を考慮</p>	(2-2)④ウ (6-1)④			
	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
改訂履歴					
承認		照査	作成	実施年月日	
				制定年月日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備(エアハン等)] 管理標準 (例)		整理番号: AH-2 改訂: 頁: 1/1			
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。							
2. 適用範囲 当工場等に設置された空調設備(エアハン等)に適用する。							
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル		
運転管理	1. 空調設備 (1) 製品製造、貯蔵等の環境維持及び作業環境維持のための空調は、施す区画を限定すると共に、使用状況に応じた設備の運転時間、温度、湿度等を設定し、過剰な空調を避ける (2) 事務所等の空調は、施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減をはかると共に、使用状況に応じた設備の運転時間、温度、湿度等を設定し行う ①中間期は空調を停止し、主として外気冷房を行う ②夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に設定 ③空調時間の短縮 ・始業時：室内および外気温度を勘案して運転を開始 ・就業時：就業前に停止し、残業時の空調は申請/許可制とする ④外気取り入れ機能がある場合 ・室内CO2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整 ・運転開始時の予冷・予熱時は外気をカット		(2-2)①ア (2-2)①イ	・区画毎 温度、湿度、運転 時間等の設定 ・夏：〇℃、冬：〇℃ ・空調開始時刻 夏・冬：〇時 中間期：〇時 ・CO2濃度： 800～1,000ppm	運転管理 マニュアル		
	(3) 設備の管理は外気条件の負荷変動等に応じて行う ①冷温水温度や冷却水温度、圧力、量等の設定により総合的なエネルギー効率を向上		(2-2)①ウ	・冷水、温水の季節別 温度℃、量m ³ /h ・蒸気供給圧力 MPa ・稼働機器の選択基準 の設定等			
	(4) 同一区画に複数の空調機で構成される場合は、混合損失の防止や稼働機器の選択により総合効率の向上をはかる		(2-2)①カ				
	2. 廃熱の回収利用 蒸気ドレンの回収の範囲(熱交換器による蒸気使用の場合)		(3)①ウ	・温度、量及び 性状の範囲等			
	3. 電動応用設備 (1)空調時間の短縮(不要時の停止) (2)稼働台数の調整及び負荷の適正配分 (3)負荷に応じ、流体機器の圧力、流量制御(インバータ制御) (4)電圧、電流、周波数(インバータ制御)の設定		(6-1)①ア (6-1)①イ (6-1)①ウ (6-1)①カ	・不要時の定義 ・調整、配分法の設定 ・回転数の設定 ・定格値			
	計測記録	1. 空調設備 (1) 空調区画ごとに温度、湿度その他の外気の状態の把握及び効率改善に必要な事項の計測記録 (2) 空調を構成する機器の個別機器の効率及び総合的な効率を高めるための項目(冷温水の温度、量及び蒸気の圧力、量等)の計測		(2-2)②ア (2-2)②イ		・項目、頻度 ・項目、頻度	記録簿
		2. 廃熱の回収利用 (1)蒸気ドレンの回収状況等		(3)②		・項目、頻度	
		3. 電動応用設備(、電気加熱設備等) (1)電圧、電流の計測記録(電圧は配電元で良い)		(6-1)②		・項目、頻度	
		1. 空調設備 (1)空調機の保守点検 ①フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒の点検 ②ファン及びコイルの清掃、ダンプの点検 (2)自動制御、シーケンスの点検		(2-2)③ア (2-2)③ウ		・〇回/月 ・〇回/年	
	2. 廃熱の回収利用 (1)漏洩部分の保守点検(ドレン回収の場合)		(3)③	・〇回/月			
保守点検	3. 放射、伝導等による熱の損失の防止 (1)保温、保冷材の点検 (2)スチームトラップの漏洩及び詰まりの点検		(5-1)③ア (5-1)③イ	・〇回/年 ・〇回/月	記録簿		
	4. 電動応用設備 (1)ファン軸受、ベアリング、ファンモータ、ファンベルトの点検 (2)配管の漏水・漏気、ダク・ケシングのエア漏れの点検		(6-1)③ア (6-1)③イ	・〇回/年 ・〇回/年			
新設措置	1. 変流量システム(インバータ)の採用 2. 断熱性の向上 3. 負荷変動に対する調整しやすい設備 4. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮		(2-2)④ア (5-1)④ (6-1)④ (2-2)④ウ				
履歴改訂	改訂年月日		改訂内容		作成 承認		
承認	照 査	作 成	実施年月日				
			制定年月日				

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[給湯設備] 管理標準 (例)		整理番号: K-1 改訂: 頁: 1/1		
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。						
2. 適用範囲 当事務所等に設置された給湯設備に適用する。						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	・総合効率の向上管理 1. 季節および作業内容に応じ供給箇所を限定し、給湯温度、圧力、その他効率改善に必要な事項を設定 (1) 給湯温度：なるべく低くすること、ただし殺菌効果を配慮し60～65℃が望ましい (2) 季節、曜日等により運転時間、給湯箇所を限定 (3) 供給負荷の少ない夜間等は循環ポンプを停止 中間期又は夏には手洗いの給湯を停止 2. 熱源機とポンプ等の補機を含めた総合効率を向上させる手段として、貯湯槽内の給湯を有効に使い切るために、熱源設備の運転停止時間を早める 3. 熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ稼働台数を調整		(2)①カ (2)①キ (2)①ク	・ ・給湯温度：65±5℃ ・季節別、曜日別： 給湯箇所、運 転時間の設定 ・夜間：〇～〇時循 環ポンプ停止 ・5月～11月： 手洗い給湯停止 ・稼働機器の選択基 準の設定	運転管理 マニュアル	
	・効率の監視、改善に必要なデータの把握 1. 給湯条件 (1) 給水量、給湯温度 (2) 給湯時間の記録 2. 電圧、電流の計測記録(電圧は配電元で良い)		(2)②イ	・項目、頻度		記録簿
	・効率の維持向上対応 1. 給湯設備の保守点検 (1) 熱交換器等に付着したスケールの除去 (2) 配管からの洩れ、断熱材等の破損の有無を点検		(2)③ウ	・〇回/月		保守点検 マニュアル
新設措置	1. 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 2. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮		(2)④ア (2)④イ			
改訂履歴	改訂年月日		改訂内容		作成 承認	
承認	照 査	作 成	実施年月日			
			制定年月日			

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		「受変電・配電設備」管理標準 (例)		整理番号：E-2		
		改訂：		頁：1/1		
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。						
2. 適用範囲 当工場等に設置された受変電・配電設備に適用する。						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運 転 管 理	1. 変圧器等の効率 変圧器及び無停電電源装置は、全体の効率が高くなるように、部分負荷における効率を考慮して、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う		(5-2)①ア	・適正負荷率； ○〇%以上		
	2. 配電電圧等 電気使用設備への電気の供給を適正に行い、電気損失の低減を図る (1) 配電電圧 機器に規定電圧を供給できるよう電圧を設定範囲内に抑え、適正な配電電圧を維持 (2) 配電電力量に対する配電電圧区分の妥当性 使用電力等の変動により、配電電力量に対して配電電圧が低く過ぎになっていないかの管理 (3) 配電設備の容量 負荷に見合った設備容量であるか等(ケーブルサイズ等) 2(5-2)①キと合わせて管理、問題点あれば、機会を見て適正化を図る		(5-2)①イ (5-2)①キ	・電圧区分； 受電電圧 ○～〇V 配電電圧 ○～〇V		
	3. 力率 (1) 受電力率が95%以上に維持することを基準として、別表第4に掲げる設備又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させる (2) 進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように管理		(5-2)①ウ (5-2)①エ	・目標力率； ○〇%以上		
	4. 電圧の不均衡 三相電源に単相負荷を接続する場合は各相のバランスをとり電圧の不均衡防止を図る、特に単相負荷の多い回路では電圧・電流のチェック頻度を増すと共に各相が均等になるよう負荷の切り替え等を行う		(5-2)①オ	・不平衡率； ○%以下		
	5. 負荷の平準化 電気の使用の平準化を図り最大電流を軽減する ①デマンド管理による最大電力の抑制 ②負荷の平準化による負荷率の向上 *調整は「電力調整マニュアル」による		(5-2)①カ	・最大電力； ○〇kw以下	電力調整 マニュアル	
	6. 設備への電気供給の管理 電気使用設備の種類、稼働状況及び容量に応じて、受変電・配電設備の電気の損失を低減するために下記項目の管理を実施する ①設備ごとの電圧、電流の他、必要に応じて、力率、負荷率、需要率、利用率、電力、最大電力等		(5-2)①キ			
計測記録	1. 受変電・配電記録 定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる ①電力量、②電圧、③電流、④、力率、⑤最大電力 *測定箇所、測定頻度等は「計測・記録マニュアル」による		(5-2)②	・項目・頻度	計測記録 マニュアル 記録簿	
保守点検	1. 受変電・配電設備を良好な状態に維持 *点検箇所、点検方法、点検頻度等は 「日常点検マニュアル」 「定期点検マニュアル」 「保安規程」による		(5-2)③		保守点検 マニュアル 記録簿 保安規程	
新設措置	1. 受変電・配電設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い配置、配電電圧、設備容量を決定 2. 特定機器に該当する受変電設備に係る機器を新設する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮		(5-2)④ア (5-2)④イ			
改訂履歴	改訂年月日		改訂内容		作成	承認
承認	照 査	作 成	実施年月日			
			制定年月日			

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		「業務用機器」管理標準 (例)		整理番号：G-1		
		改訂：		頁：1/1		
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。						
2. 適用範囲 当事務所等に設置された業務用機器（厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実装装置、遊戯用機器等）に適用する。						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運 転 管 理	・総合効率の向上管理 1. 業務用機器の管理 (1) 不要時の停止 (2) 曜日、時間帯における所要負荷の調節等を行いエネルギー使用の効率化をはかる		(7)①	・不要時の定義	運転管理 マニュアル	
計測記録	・効率の監視、改善に必要なデータの把握 1. 稼働状態の把握、改善に必要な事項の計測・記録 (定格電圧、所要時間、設定温度、ガス使用量等)		(7)②	・項目、頻度	記録簿	
保守点検	・効率の維持向上対応 1. 機能と性能を維持するための保守、点検 (1) 日常点検：機器毎に項目を設定 (2) 定期点検：機器毎に項目を設定		(7)③	・項目、○回/日 ・項目、○回/年	保守点検 マニュアル 記録簿	
新設措置	1. エネルギー効率の高い機器を選定 2. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮		(7)④ア (7)④ウ			
改訂履歴	改訂年月日		改訂内容		作成	承認
承認	照 査	作 成	実施年月日			
			制定年月日			